しょう ふくし 障がい福祉サービスガイド

いわみちょうばん【岩美町版】

おおります。

もくじ

١.	しょうがいしゃ てちょう かん . 障 害者手 帳 に関すること	
	しんたいしょうがいしゃ て ちょう ■身体 障 害者手 帳 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	ท _{ึ่ง วักเ< て ร่ง วั} ■ 療 育手 帳 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	#\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	1
2.	aんきん てあて かん . 年金、手当に関すること	
	lsjáns to takek ■ 障 害基礎年金 ····································	1
	しょうがいこうせいねんきん しょうがいきょうさいねんきんとう ■ 障 害厚生年金・障 害 共 済年金等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	とくべつしょうがいしゃ て あて ■特別 障 害者手当 ······	2
	しょうがい じふくし て あて ■ 障 害児福祉手当 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	とくべっ じ とう ふ よう て あて ■特別児童扶養手当 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	じとう ふょう て あて ■児童扶養手当 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	しんしんしょうがいしゃ ふょうきょうさいせい ど しんしんしょうがいしゃ ふょうきょうさいせい ど かけきんじょせい ■心身 障 害者扶養 共 済制度および心身 障 害者扶養 共 済制度掛金助成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3.	、りょう かん . 医 療 に関すること	
~	、 リょうき かん ~ 医 療 機関にかかるとき~	
	じりっしぇんぃりょう こうせいぃりょう いくせいぃりょう せいしんつういんぃりょう きゅうふ ■自立支援医療(更正医療、育成医療、精神通院医療)の給付 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	とくべついりょうひじょせいせいど じゅうど しんしんしょう しゃくぶん ■特別医 療 費助成制度 (重 度心身 障 がい者区分) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	とくてい いりょうじょせいせいど し ていなんびょう ■特定医 療 助成制度 (指定難 病) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	こう き こうれいしゃ いりょうせい ど ■後期高齢者医 療 制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
~	、りょうきかん ~医 療 機関にかかったあと~	
	Lalalalai しゃいりょうひじょせいせいと ■心身 障 がい者医 療 費助成制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	しょうがいしゃそうごう し えんほう しょうがいふく し ・ 障 害者総合支援法による 障 害福祉サービスに関すること	
	・ 14 日 日 10 日 10 日 11 日 日 11 日 11 日 11 日	7
	■サービスの利用者負担 ····································	•
	■サービスの利用者負担 ····································	
	H FA LAZIN P VARZ L GA	-
	■利用できるサービスの種類(児童福祉法) ····································	11

t いきせいかつ し えん じ ぎょう ■地域生活支援事 業 ······12
そうだん しえんじぎょう せいねんこうけんせいど りょう しえんじぎょう いし そつうし れんじぎょう にちじょうせいかつようぐきゅう ふとうじぎょう 相談支援事 業 、成年後見制度利用支援事 業 、意思疎通支援事 業 、日 常 生活用具 給 付等事 業 、
しゅわほうしいんようせいけんしゅうじぎょう いどうし ネム じぎょう ちいきかつどうし ネム 手話奉仕員養成研 修 事 業 、移動支援事 業 、地域活動支援センター、その他の事 業 (訪問 入 浴
サービス、日 中 一時支援)
にちじょうせいかつよう ぐ きゅう ふ とう じ ぎょう ■日 常 生活用具 給 付等事 業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
■補装具の購入・修理に必要な費用の支給 ····································
けい ちゅうどなんちょうじ ほちょうき とうこうにゅう ひじょせい ■軽・中度難 聴 児補 聴 器等購入 費助成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
たじょせい げんめん かくしゅわりびき かん 5. その他助成・減免・各種割引に関すること
■タクシー利用助成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
」
ぜいきん げんめん ■税金の減免 ······ 21
じどうしゃ けいじどうしゃぜいしゅべつわり じどうしゃ けいじどうしゃぜいかんきょうせいのうわり げんめん ■自動車・軽自動車税種別割および自動車・軽自動車税環境性能割の減免 ······· 22
じとうしゃうんてんめんきょしゅとく ひじょせい ■自動車運転免許取得費助成 ····· 22
じ どうしゃかいぞう ひ じょせい ■自動車改造費助成 ····································
tanb-a ちっきゅうこう わかさ てつどうりょかくうんちん わりびき ■ J R ・智頭 急 行・若桜鉄道旅客運賃の割引 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
」 りょうきん わりびき ■バス 料 金の割引 ······· 23
ะอิ<อิอิกอุด ■航空運賃の割引 ····································
ゅうりょうどう ろっうこうりょうきん わりびき ■有料 道路通行料 金の割引 ····································
abalusifulejffiloolayaj ifaba ■ N H K 放送受信 料 の減免 ···································
けいたいてん ゎ き ほんりょうきん
た しぇん かん 6. その他の支援に関すること
■ハートフル 駐 車 場 利用 証 の交付 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
■ヘルプマークの配布 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
まんきゅうつうほうそう ち
ひなんこうどうよう し えんしゃとうろく ■避難行動要支援者登録 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
■メールII9番通報・消防FAXII9番通報・Net I I 9緊急通報システム ・・・・・・・・・・・・ 26
こうれいしゃ ■ 高齢者ファミリー・サポート・システム事業

世上活福祉資金貸付 ····································	27
にちじょうせいかつ じ りつ し えん じ ぎょう ■日 常 生活自立支援事 業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
■ 障 がい福祉に関する主な相談窓口 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
ままうない しょうがいふく し ■ 町 内の 障 害福祉サービス事業 所 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28

I. 障害者手帳に関すること

しゅべつ 種別	ないよう 内容	たいしょう 対象	_{ひつようしょるいとう} 必用書類等
身体障害者手帳	身体障がいのある方の社 会復帰、社会参加、自立の 役進を図る各種福祉サー ビスを受けるために交付 されます。	しかく ちょうかだ たっさい まんせい さまう きゅう きゅう きゅう きゅう に	●申請書 □ trcc co が断書・意見書 □ trcc co が断書・意見書 □ trcc co が断書・意見書 □ trcc co が m x trcc co x trcc
療育手帳	知的障がいのある方の社 会復帰、社会参加、自立の 役進を図る各種福祉サー ビスを受けるために交付 されます。	一定の障がいがある方 知的機能に制約があり、同時に適 ださが動における障がいを伴う 大態で、それが発達期(おおむ ね 18歳未満)に現れた方	●申請書 ●申請書 □はおいしょうがいしゃてちょう ●証明写真 (※身体障害者手帳 に準ずる) ●マイナンバー確認書類 □はましんせい ばあい じょうきょうしつもんひょう ※新規申請の場合、状況質問票
精神障害者福祉保健手帳せいしんしょうがいしゃふくしほけんてちょう	精神障がいのあるが、 で、社会をからでである。 で、社会をからでである。 では、社会をできるをできる。 では、社会をできるでは、 でででする。 では、これます。	一定の精神障がいがあり、長期 にわたって日常生活、または社 かせいだったものある方	● は は は は は は は は は は は は は は は は は は は

【注意事項】・障がいの状態に該当しなくなった場合、死亡等された場合、手帳が不要になったときには速やかに返還してください。

- ・手帳を無くしたり、破損したため使えなくなったときは、再交付の手続きをしてください。
- ・住所、氏名、保護者名を変更した場合は届け出てください。

2. 年金、手当に関すること

■ 障害基礎年金

【対象】 国民年金に加入している間に初診日(障がいの原因となった病気やケガについて、初めて医師の診断を受けた日)のある病気やケガで、法定の障害等級表(「級・2級)による障がいの状態にある方、20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で、特金と制度に加入していない期間に初診日がある方(老齢基礎年金を繰上げ受給している方を除く)。

しょうがいねんきん とうきゅう しんたいしょうがいしゃ てちょう りょういく てちょう とうきゅう こと ※ 障 害年金の等級と身体障害者手帳、療育手帳の等級とは異なります。

【注意事項】 障害基礎年金を受けるためには、初診日の前日において、支給要件(保険料納付要件など) を満たしていることが必要です。

■ 障害厚生年金・・障害 共済年金等

ではけんしゃまかん ひょうじゅんほうしゅうけつがく 被保険者期間、標準報酬月額などにより算出された額が、障害基礎年金に上乗せして支給されます。なお、初診日から5年以内に病気やケガが治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残ったときには障害手当金(一時金)が支給されます。

- 「対象】 ・厚生年金に加入している間に初診日のある病気やケガで障害基礎年金の | 級または2級に該当する障害の状態になった方
 - ・障害の状態が2級に該当しない軽い程度で法定の障害等級表(3級)の障害の状態に ある方
- でつようしょるいとう たんとうまどぐち 【必要書類等】担当窓口へお問い合わせください。
 - ※初診日が各種 共済組合に加入している間にある方は、自分が加入している、あるいは かこ。 かにゅう きょうさいくみかい あるいは 過去に加入していた 共済組合へお問い合わせください。
- まなうい じょう しょうがいこうせいねんきん しょうがいて あてきん う 【注 意事項】 障 害厚生年金・障 害手当金を受けるためには、障 害基礎年金の保険 料 納付要件を満たして いることが必要です。

■ 特別障害者手当

【対象】 重度の障がいがあり、日常生活において常に特別の介護を要する 20歳以上の在宅の方に 支給 します。

※施設に入所している方、病院等に3か月以上入院している方は対象外です。

でつようしょるいとう にんていせいきゅうしょ いし しんだんしょ しょとくじょうきょうとどけ ひ かぜいしょとくがく しょうがいねんきん いぞくねんきん 人の要書類等】○認定請 求 書 ○医師の診断書 ○所得 状 況 届 ○非課税所得額(障 害年金・遺族年金等)を証明する書類 ○住民票 ○戸籍謄本

【注意事項】 本人の所得状況及び世帯の課税状況によっては、支給停止となります。年4回、施設入 所や入院状況の調べがあります。また、毎年8月に所得状況についての調べがあります。

まどぐち けんこうふく し か せいかつふく しがかり いわる (窓口) 健康福祉課 生活福祉係 (岩美すこやかセンター内) 電話:0857-73-1333

■ 障害児福祉手当

> ※障がいを支給事由とする年金を受給されている方、施設に入所している方は対象 外です。

ひつようしょるいとう とくべつしょうがいしゃ てあて じゅん 【必要書類等】特別障害者手当に準ずる。

まゅういじこう とくべつしょうがいしゃ て あて じゅん 【注意事項】 特別障害者手当に準ずる。

■ 特別児童扶養手当

【金額】 「級:月額56,800円 2級:月額37,830円 (4、8、川月に前月までの4か月分を支給) (令和7年度)

※手当額は毎年の全国消費者物価指数の変動に応じて改定されます。所得制限があります。

【対象】 重度の障がいがあり、日常生活において常に特別の介護を要する 20歳未満の在宅の方に支給 します。※児童が施設入所している場合は対象外です。

でつようしょるいとう にんていせいきゅうしょ い し しんだんしょ じゅうみんひょう こ せきとうほん ふりこみさきこう ざ もうし てしょ 公要書類等】 ○認定請 求 書 ○医師の診断書 ○住民票 ○戸籍謄本 ○振込先口座 申 出書 ○マイナンバー確認書類

【注意事項】 毎年8月に所得状況についての調べがあります。

■ 児童扶養手当

父母の離婚等により父又は母と生計を同じくしていない児童を養育されている家庭(ひとり親家庭) の生活の安定と自立を助け、児童の心身の健やかな成長を願って支給される手当です。

【対象】 次の条件に当てはまる「児童」を監護(保護者として生活の面倒を見ること)している母もしくは父、文は母もしくは父にかわってその児童を養育している方(養育者)

%「児童」とは、18歳に達する日以降、最初の3月31日(18歳の年度末)までにある児童をいいます。

ただし、心身におおむね中度以上の障がいがある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。いずれの場合も国籍は問いません。

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度の障がい(国民年金の障害等級 | 級程度)にある児童

- 4分または母の生死が明らかでない児童
- 5なまたは母に | 年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が引き続き | 年以上刑務所に拘禁されている児童
- ⑦母が婚姻しないで懐胎した児童
- 8母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童
- (学) はは、はいくうしゃ (まうりょく (まうし) ひがいしゃ ほご かん ほうりったい じょうだい こう (学) または母が配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律第10条第1項の 想でいよる保護命令を受けた児童

【児童扶養手当の額】(令和7年度)

たいしょう じ どうすう 対象児童数	ぜんぶしきゅう げつがく 全部支給 (月額)	いちぶ しきゅう げつがく 一部支 給 (月額)
ひとり ほんたいがく 一人(本体額)	46, 690克	46,680Å~Ⅱ,0Ⅱ0Å
ふたりめ か さんがく 2 人目の加算額	II,030円	II,020円~5,520円

- ※対象児童が2人以上の方は1人目(本体額)に2人目以降の加算額を足した額になります。
- てあてがく まいとし ぜんこくしょう ひしゃぶっか しまう へんどう おう かいてい ※手当額は毎年の全国 消費者物価指数の変動に応じて改定されます。
- であて、う かた じどう こうできなんきん いぞくほしょう ※手当を受ける方や児童が公的年金、遺族補償などを受け取ることができる場合は、手当の一部または全部 が支給停止されます。
- 【必要書類等】 ○認定請 求書 ○申請者および児童の戸籍謄本 ○マイナンバー確認書類 ○年金手 帳 ○手当を振り込む口座の情報が確認できるもの(申請者名義の通帳、キャッシュカードなど) ○その他、申請事由別受給者の状況別に必要な書類

まゅうい じこう しょとくせいげん 【注 意事項】 所得制限があります。

手当を受ける方、または配偶者および扶養義務者 (同居されている親族など) の前年所得が で、で、で、で、いいよう 次の限度額以上ある場合は、その年度 (11月から翌年10月まで) の手当の一部または全部が 支給停止されます。

しょとくせいげんげん どがくひょう 【所得制限限度額表】

ふ よう しんぞくとう ほんにん ふ よう ぎ む しゃ 、 ふ ぼ きょうだい し まいとう 、					
ふょうしんぞくとう 扶養親族等	本人		またうぎ むしゃ ふぼ きょうだいし まいとう 扶養義務者(父母・兄 弟姉妹等)、		
の人数	せんぶ しきゅう 全部支 給	いちぶ しきゅう 一部支給	はいぐうしゃ こ じょう よういくしゃ 配偶者、孤児等の養育者		
0人	690,000克	2,080,000円	2,360,000 竹		
人	1,070,000克	2,460,000円	2,740,000 克		
2人	1,450,000円	2,840,000克	3,120,000 克		
3人	1,830,000荒	3,220,000克	3,500,000荒		
4人	2,210,000克	3,600,000克	3,880,000荒		
にんめ いこう	ひとりぶ 一人増えるごとに	」 I 人増えるごとに	ひとり ふ I 人増えるごとに		
5人目以降	380,000円加算	380,000円加算	380,000円加算		
	ろうじんこうじょたいしょうはいぐうし ※老人控除対象配偶者	* 者または老人扶養親族	表別にからいまからしんぞくひとり まんえん か 老人扶養親族 人につき6万円を加		
) 人につき 0万円を加算		また。 ふょうしんぞく ろうじん ばか ぶたり 算(扶養親族が老人のみの場合は2人		
かきんがく 加算額	************************************		曽から)		
		こうじょたいしょうふょうしんぞく 控除対象扶養親族 人			
	につき 15万円を加算				

障害年金を受給しているひとり親家庭が「児童扶養手当」を受給できるようになります。これまで、障害年金を受給しているひとり親家庭は、障害年金額が児童扶養手当額を上回る場合、じ記求は大きなを受給することができませんでした。このたび「児童扶養手当法」が一部改正されたことに伴い、令和3年3月分の手当以降は児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として受給することができるようになります。

【窓口】 岩美町役場 本庁舎 子ども未来課 子育て支援係 電話:0857-73-1424

■ 心身障害者扶養共済制度および心身障害者扶養共済制度掛金助成

障がい児・者を扶養している方(加入者)が、一定の掛金を納めることにより、加入者が死亡または重度障がいになった場合に、扶養されていた障がい児・者に年金が支給される制度です。世帯の課税、状況等に応じて、掛金の一部を助成します。

まんがく かけ きん ほごしゃ かにゅうじ ねんれい こと (金額) 掛 金:保護者の加入時の年齢により異なります。

ねんきんがく 年金額:1ロにつき月額20,000円(2ロまで加入可)

たいしょうか にゅうしゃさい みまん けんこう かたしょうしんたいしょうがいしゃ て 5ようきゅうかた対象】 加入者:65歳未満で健康な方、 障がい児・者:身体 障 害者手 帳 (I ~ 3 級) をお持ちの方、

知的障がい、精神障がいのある方

でつようしょるいとう もうしこみしょ もうしこみしゃ ひ ほけんしゃ こくち しょ かけきんげんめんしんせいしょ しょうがいしゃ て ちょう うっ 【必要書類等】○申 込書 ○申 込者(被保険者)告知書 ○掛金減免申請書 ○障 害者手 帳 の写し

【窓口】 はんこうぶくしか ちいきぶくしがかり いわみ (家口) 健康福祉課 地域福祉係 (岩美すこやかセンター内) 電話:0857-73-1333

3. 医療に関すること

~医療機関にかかるとき~

■ 自立支援医療の給付

種別	ないよう 内容	対象	ひっようしょるいとう 必用書類等		
	日常生活能力、生活	18歳以上の身体障害者手帳	り申請書		
	能力、または職業能	をお持ちの方	しょとく かぜいしょうめいしょ ○所得・課税 証 明書		
	りょく かいふく こうじょう 力を回復、向上、もし		こうせい いりょうよう ひ いけんしょ 〇更生医 療 要否意見書		
	くは獲得するための手		いりょう ひ うちわけしょ 〇 医 療 費内訳書		
更高	が等の治療によっ		けんこう ほけんしょう うっ ○健康保険 証 (写し)		
更生医療	て、確実に効果が期待		○身体 障害者手帳(写し)		
療。	されるときに 給付さ		○特定疾病療養受給者証(写し)		
	れます。		じゅりょうしょうしょゆうしゃ ※受領証所有者		
			の年金支 払 通知書・額改定通知書また		
			は年金の振り込まれた通帳の写し		
			しょうがいねんきん いぞくねんきんじゅきゅうしゃ ※ 障 害年金・遺族年金受 給 者		

	しゅじゅっとう 手術等によって確実	現在、身体に 障 がいがあるか、	しんせいしょ 〇 申請書
育り	ちりょうこうか きたい な治療効果が期待さ	または現にある疾患に対する	しょとく かぜいしょうめいしょ ○所得・課税 証 明書
育成医療いくせいいりょう	れる時に給付されま	ちりょう おこな 治療を行わないと将来一定	ふょうじょうきょうしんこくしょ ○扶養 状 況 申告書
療;	す。	の障がいを残すと認められる	じりつし えんいりょう いくせいいりょう しんせいしょ ○自立支援医療 (育成医療) 申請書
		18歳未満の児童	○健康保険 証 (写し)
	^{つういん} 通院による精神医療	とうごうしっちょうしょう そう びょう こう 統合失調 症、躁うつ病、高	しんせいしょ 〇申請書
	を継続的に受ける場合	次脳機能 障 害、アルコール依	○所得・課税 証 明書
	に給付されます。	存症、てんかんなどの精神疾	○自立支援医療費支給認定の申請に
精ぜいしん		まで、通院による精神医療を	かか、どういしょ 係る同意書
精神通院医療せいしんつういんいりょう		継続的に受ける方	○指定医の診断書
医療			○健康保険 証 (写し)
7.5 . 7			の年金支 払 通知書・額改定通知書また
			は年金の振り込まれた通帳の写し
			しょうがいねんきん いぞくねんきんじゅきゅうしゃ ※ 障 害年金・遺族年金受 給 者

まゆうい じこう じゅうしょ しめい けんこうほけんしょう していいりょうきかん へんこう ばあい とどけて ひつよう【注意事項】・住所、氏名、健康保険証、指定医療機関を変更する場合には届出が必要です。

・更新する場合も当初と同様の手続きが必要です。

【窓口】 けんこうふく し か ちいきふく しがかり いわみ 健康福祉課 地域福祉係 (岩美すこやかセンター内) 電話:0857-73-1333

■ 特別医療費助成制度(重度心身障がい者区分)

じゅうど しんしんしょう しゃ いりょう う じょぶたんぶん けん ちょう じょせい 重 度心身 障 がい者が医 療 を受けたときの自己負担分を県と 町 が助成します。

「対象 】 ・身体 障 害者手 帳 (I、2級) をお持ちの方

- ・療育手帳 (A判定)をお持ちの方 (療育手帳 B判定でも身体障害者手帳 3、4級をお ・物ないない。 ・持ちの方は該当となることがあります。)
- ・精神障害者保健福祉手帳 (|級)をお持ちの方

でつようしょるいとう しょうがいしゃてちょう しょとく かぜいしょうめいしょ けんこう ほけんしょう 【必要書類等】○障害者手帳 ○所得・課税 証 明書 ○健康保険 証

またうい じこう いりょうきかん じゅしん さい けんこうほけんしょう とくべついりょうひじゅきゅうしかくしゃしょう まどぐち ていじ (注意事項) 医療機関などの受診の際は、健康保険証と特別医療費受給資格者証を窓口で提示してく ださい。本人の所得および世帯の課税状況によって、月額負担上限額が設定されます。

まどぐち いかみちょうやくば ほんちょうしゃ じゅうみんせいかつか ほ けんがかり でん わ 【窓口】 岩美町役場 本庁舎 住民生活課 保険係 電話:0857-73-1415

■ 特定医療助成制度(指定難病)

葉病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)に基づき、「指定難病」の認定を受けた場合、治療等にかかる医療 費の助成を受けることができます。葉解病のうち、国が定めた基準に診当する 338 疾病(令和3年11月1日施行時点)が医療 費助成の対象 となります。ただし、病状が国の定める基準 を満たしていないときは認定されません。

はたきしんせい さい とっとりけん 新規申請の際は、鳥取県ホームページにて「手続きのご案内」を事前にご確認ください。

なお、申請が認定となった場合に、医療費助成が適用される期間は申請を受け付けた日からとなります。指定難病の診断を受けられた場合には、お早めにお手続きください。

まどくち とっとり しょけんじょ ほけん いりょうが とっとり しとみやすに ちょうめ ばん ち とっとり しゃくしょえきなんちょうしゃ 【窓口】 鳥取市保健所 保健医療課 (鳥取市富安二丁目138番地4 鳥取市役所駅南庁舎)

■ 後期高齢者医療制度

65歳以上 75歳未満で一定の 障 がいがある方は、本人の選択により後期高齢者医 療 制度に加入 することができます。

【対象】 ・障害年金(1、2級)を受けている方

- ・身体 障 害者手 帳 (I ~ 3 級) をお持ちの方、身体 障 害者手 帳 (4 級) をお持ちの方で音 世、きのうとう しょうがい か し きのうしょうがい いち ぶ かた 声機能等の 障 害、下肢機能 障 害の一部の方
- ・精神 障 害者保健福祉手 帳 (1、2級) をお持ちの方

【必要書類等】 ○ 障害者手帳 ○ 障がいの状態を明らかにするための国民年金等の証書

「けんこうほけんしょう

「健康保険証

まゅうい じこう こうきこうれいしゃいりょう ほけんりょう じこ ふたんがく たんとうか と あ 【注 意事項】 後期高齢者医療の保険料、自己負担額などは、担当課にお問い合わせください。

「まとぐち いわみちょうやくは ほんちょうしゃ じゅうみんせいかつか ほけんがかり てん わ 【窓口】 岩美町役場 本庁舎 住民生活課 保険係 電話:0857-73-1415

~医療機関にかかったあと~

■ 心身障がい者医療費助成制度

医療機関および薬局で支払った医療費の一部を助成する制度です。

医療機関において支払われた医療費が、通院・入院は I,200円/日を超えた額を、院外薬局 は全額 助成します。

でつようしょるいとう しんせいしょ いりょうほけんしょう しょうがいしゃてちょう 【必要書類等】○申請書 ○医療保険証 ○障害者手帳

【注意事項】 ・手帳が交付された翌月から対象になります。

・医療費助成の請求には、①医療費領収書②医療保険証③受給者証が必要です。

【窓口】 おみちょうやくば ほんちょうしゃ じゅうみんせいかつか ほけんがかり てん わ 岩美町役場 本庁舎 住民生活課 保険係 電話:0857-73-1415

4. 障害者総合支援法による障害福祉サービスに関すること

では、「障害者総合支援法」に基づいて提供されます。 でいますがいる でいる でいますがいる では、「障害者総合支援法」に基づいて提供されます。 にようがいる には、「障害者総合支援法」に基づいて提供されます。 にようがいる には、「障害福祉サービスは、大きく「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に分けられます。また、障がいのある児童に対しては「児童福祉法」に基づいて行われるサービスもあります。

出美町では、障がいのある方やその保護者からサービス利用の相談を受け、様々な専門の職員と協力 しながら、その方にふさわしい支援を行います。

■ サービス利用までの流れ

で 書福祉サービスを利用するためには、岩美町健康福祉課(地域福祉係)(以下、町)への申請が やつよう 必要です。必要なサービスを正しく利用できるように、町や相談支援事業所が支援します。

- ①相談 まずは、町に相談しましょう。相談の結果、サービスが必要な場合は町に申請します。
- ②中計 申請書を町に提出します。申請のときに必要となる書類など、詳しいことは町にお問い合わせください。

- ③調査 町の職員が、サービスの利用を希望する本人の家族に対して、障がいや生活などの状況をお聞きします。
- 4 審査・判定 ③の結果をもとに全国一律の判定(一次判定)が行われます。その後、審査会が開かれ、一次判定結果と医師の意見書などをもとにした判定(二次判定)が行われ、どのくらいのサービスが必要な状態なのかを示す「障害支援区分※」が決定します。ただし、利用するサービスによっては、区分の判定が不要なものもあります。
- 5サービス等利用計画案の作成依頼 相談支援事業所にサービス等利用計画案の作成を依頼 します。相談支援事業所の専門の職員が、サービスの利用を希望する方の意見や状況に合わせた 利用計画案を作成します。
- (5 支給決定 ④の判定結果や、⑤で作成したサービス等利用計画案をもとに、利用できるサービスの 支給 が決定します。 支給 が決定すると、 「障害福祉サービス受給者 証」が交付されます。
- ⑦サービス等利用計画の作成 ⑥支給決定が行われた後、計画相談支援事業所は、サービス担当者会議を開いて、障害福祉サービス事業所などと連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成します。
- **⑧事業所との利用契約** 障害福祉サービス事業所を選んで利用契約をします。
- **⑨サービスの利用開始** 「障害福祉サービス受給者証」を提示し、利用計画に沿ったサービスを利用します。
- (1) モニタリング 一定期間ごとにサービス利用状況を振り返り、利用の状況に応じたサービス 利用計画の見道し (モニタリング) が行われます。
- ※障害支援区分:障がいの特性や心身の状態に合わせて、必要とされる支援の度合いを示すものです。 区分 I ~6 までに分けられています。この区分を曽安にして、利用できるサービスの内容や量などが 決まります。

■ サービスの利用者負担

サービスを利用したときの費用は、一部を利用者が負担し、残りは一町が負担します。利用者負担の割合は、原則 | 割です。 月ごとにかかる利用者負担額には、世帯の所得に応じて、上限額が決められていますので、利用するサービスの量に関わらず、上限額以上の負担はありません。

● 障 がいのある方の利用者負担

区分	せたい しゅうにゅうじょうきょう 世帯の収入状況	上限額(月額)
せいかつほ ご 生活保護	せいかつほ ご じゅきゅうせ たい 生活保護受 給 世帯	0円
ていしょとく 低所得	にゅうみんぜい ひ か ぜい せ たい 住 民税非課税世帯	0円
一般	(たまうみんぜい かぜいせ たい しょとくわり まんえん ままん 住 民税課税世帯 (所得割16万円未満) にゅうしょし せつりょうしゃ (20歳以上) およびグループホーム利用者は除く	9,300克

いっぱん	じょう き い がい	えん
。 一般 2	上記以外	37,200円

※ 入 所施設利用者(20歳以 上)およびグループホーム利用者は、 住 民税課税世帯の場合「一般2」になります。

● 障がいのある児童の利用者負担

マ 分	世; 世;	たい しゅうにゅうじょうきょう 帯の収入状況	上限額(月額)
せいかつほ ご 生活保護	せいかつほ ご じゅきゅうせ たい 生活保護受 給 世帯		0克
でいしょとく 低所得	じゅうみんぜいひ かぜいせたい 住 民税非課税世帯		0円
いっぱん 一般 I	じゅうみんぜい か ぜい せ たい 住 民税課税世帯	つうしょし せつ 通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600克
一般!	しょとくわり まんえん みまん (所得割28万円未満)	たゅうしょし せつりょうしゃ 入 所施設利用者	9,300克
一般 2	じょうき いがい 上記以外		37, 200克

たまとく はんだん 所得を判断するときの世帯の範囲

18歳以上の方 (施設に 入所する 18、19歳を除く) …本人とその配偶者 18歳未満の方 (施設に 入所する 18、19歳を含む) …保護者の属する 住民基本台 帳 での世帯

■ 利用できるサービスの種類

訪問系サービス

●自宅での暮らしを支援するために

サービス名	サービスの内容	きゅうぶ しゅるい 給 付の種類
きょたくかい ご 居宅介護	したく にゅうよく はい 自宅で、入浴、排せつ、食事などの手助けや、部屋の掃除、洗	
(ホームヘルプ)	濯などを行います。また、通院するときに付き添いもします。	
じゅう ど ほうもんかい ご 重 度訪問介護	ない に がいがあり、常に、介護が必要な方に、自宅での人浴、	
	排せつ、食事などの手助けをします。また、外出するときの移	かいごきゅうふ 介護 給 付
	動の支援もします。	
重度障害者等包括支	かいこ ひつようせい たか がた きょたくかいこ ふくすう しょうかいふく 介護の必要性がとても高い方に、居宅介護などの複数の 障 害福	
援	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	

●外出を支援するために

サービス名	サービスの内容	きゅうぶ しゅるい 給 付の種類
どうこうえん ご 同行援護	しかくしょう 視覚障がいがあり、一人での移動が難しい方に、外出すると	
	きに同行して移動の支援をします。また、外出先での代筆や代	
	読もします。	かいご きゅう ふ 介護 給 付
こうどうえん ご 行動援護	まてきしょう せいしんしょう ひとり こうどう むずか かた 知的 障 がいや精神 障 がいがあり、一人での行動が 難 しい方に、	介護 紿 竹
	たけんを遊けるために必要な行動の手助けや外出するときの移動	
	の支援をします。	

●介護する家族などを支援するために

サービス名	サービスの内容	きゅうぶ しゅるい 給 付の種類
たんき にゅうしょ 短期 入 所 (ショートステイ)	自宅で介護している家族などが病気になったときや、心身の休 ************************************	かいごきゅうふ 介護 給 付

にっちゅうかっどうけい 日中活動系サービス

●昼間の活動を支援するために

サービス名	サービスの内容	きゅうぶ しゅるい 給 付の種類
生活介護(デイサービス)	マース かいき からよう かた しせつ の 入浴、排せつ、食事などの手 が が と また、レクリエーション活動も行います。 18歳未満の方は、児童福祉法に基づく施設 給 付の対象 になります。	
りょうようかいご 療養介護	でよういん 病院などの施設で、医療が必要で、常に介護も必要な方に機能 る 院などの施設で、医療が必要で、常に介護も必要な方に機能 ・ はいかった。	から きゅうふ 介護 給 付

●自立や 就 労を支援するために

サービス名	サービスの内容	きゅうぶ しゅるい 給 付の種類
じ りつくんれん 自立訓練	じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ 自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、身体	
きゅうくんれん せいかつくんれん (機能訓練・生活訓練)	まのう せいかつのうりょく こうじょう 機能や生活能力を向上させるための訓練をします。	
しゅうろう いこう し えん 就 労移行支援	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	る知識や能力を向上させるための訓練をします。	
就 労継続支援	ー般企業 などで 働くことが 難 しい方に、支援を受けながら 働	
^{えーがた} びーがた (A型・B型)	ていきょう ひつよう ちしき のうりょく こうじょう く場所を提供 し、必要となる知識や能力を向上 させるための	
	くんれん 訓練をします。雇用契約を結ぶ A型と、雇用契約を結ばない B	くんれんとうきゅう ふ ユロムキ なた
	型があります。	訓練等 給 付
就 労定 着 支援	一般就 労へ移行した 障 がいのある方が、就 労にともなう環境	
	変化による生活面の課題に対応できるように、企業 や自宅への	
	まうもん らいしょ 訪問、来所により必要な支援をします。	
しゅうろうせんたく し えん 就 労選択支援	た。	
	しゅうろう きるよう、就 労 アセスメントの手法を活用して、本人の希望、	
	しゅうろうのうりょく てきせいとう あ せんたく しぇん おこな 就 労 能 力 や適性等に合った選択の支援を 行 います。	

まょじゅうけい 居住系サービス

●住まいの場で生活を支援するために

サービス名	サービスの内容	きゅうぶ しゅるい 給 付の種類
施設入所支援	しょたく せいかつ むずか しせつ にゅうしょ かた にゅうよく はい 自宅での生活が 難 しく、施設に 入所している方に、入浴、排せつ、食事などの手助けをします。	かいご きゅうぶ 介護 給 付
きょうどうせいかつえんじょ 共 同生活援助 (グループホーム)	地域で、共同生活をしている方に、住居における相談や日常生 がごでの援助をします。また、入浴、排せつ、食事などで介護が 必要な方には介護サービスも行います。	くんれんとうきゅう ふ 訓練等 給 付
じ りつせいかつえんじょ 自立生活援助	施設を利用していた 障がいのある方が一人暮らしを始めた時に、生活や健康、近所付き合いなどに問題がないか、訪問して必要な助言などの支援をします。	くんれんとうきゅう ふ 訓練等 給 付

■ 利用できるサービスの種類 (児童福祉法)

児童福祉法による障がいのある児童を対象にしたサービスには、居宅サービスのほかに、日常生活や集団生活のために必要な訓練などで発達や自立を支援する「通所サービス」や「入所サービス」があります。

●子どもの発達や自立を支援するために

サービス名	サービスの内容	きゅうぶ しゅるい 給 付の種類
じどうはったつ し えん 児童発達支援	はようがい なんじょうがく じ たいしよう にもじょうせいかっ ひっよう どう を 害 のある未 就 学児を対 象 にして、日 常 生活に必要な動作や ましき しょうだんせいかつ ひっよう てきおうくんれん おこな 知識を指導したり、集 団生活に必要な適応訓練を 行ったりします。	
tuto(ほうもんがた 居宅訪問型 じどうはったつし えん 児童発達支援	重度の障がいなどで通所での支援の利用が困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。	しょうがい じ 18 2 4 セ 1 日
放課後等デイサービス	はゅうがくちゅう しょう なつやす 就学中の障がいのある児童を対象にして、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や、地域社会	障 害児 つうしょし ぇぇ 通所支援
ほいくしょとうほうもん し えん 保育所等訪問支援	との交流 促進などを 行います。 はいくしょ かよ しょう たいしょう たいしょう はどう たいしょう はない 象 にして、施設を支援 は ほいくしょ はっと ないしょう はずっと と と は ない ないしょう は ない しょう は ない ないしょう は ない ないしょう は ない と と は ない ない と は ない と ない と	
<u>ふくしがた いりょうがた</u>	しなうにんせいかつ てきおう せんもんてき しえん 員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などをします。	
高くしがた いりょうがた 福祉型・医療型 しょうがいじにゅうしょし えん 障 害児 入 所支援	ですがいのある児童を施設に入所させて保護し、日常生活の指導や、自立に必要な知識や技能を身につけるための支援をします。福祉サービスをですう「福祉型」と、福祉サービスにあわせて ************************************	しょうがい じ 障害児 にゅうしょ し えん 入 所支援
	サービスについては、鳥取県福祉相談センターが窓口になります。	

■ 地域生活支援事業

ҕょう けん ちぃき じつじょう あ どくじ おこな 町 や県が地域の実情 に合わせて独自に 行 うサービスです。

じぎょうないよう 事業内容
しようがい ただ しどう ほうしょ さまざま そうだん おう ひつよう 障 害のある方や児童、その保護者などの様々な相談に応じ、必要な
はようほう ていきょう じょけん おこな 情報の提供や助言を行います。
また、虐待防止や権利擁護のために必要な援助を行います。
はいはんこうけんせいど りょう よう ひょう ほじょ おこな ちてきしょう 成年後見制度の利用に要する費用の補助を 行い、知的 障 がいまた
は精神 障 がいのある方の権利擁護を図ります。
ま。ラタメ、レ。シ 聴 覚 障 がい、視覚 障 がいまたは失語 症 等があり意思疎通に支援
びつよう かた しゅわっうゃくしゃ ようゃくひっき しゃ は けん が必要な方に、手話通訳者や要約筆記者などを派遣します。
日常生活がより円滑に行われるための用具の給付や貸与を行い
ます。
しゅゎ にちじょうかいゎ おこな ひっよう ひょうげんぎ じゅつ しゅうとく 手話で日常会話を行うために必要な表現技術などを習得した
がた。ようせい ちょうがくしょう 方を養成し、 聴 覚 障 がいのある方を支援します。
はくがい いどう むずか かた じりつ しゃかいさんか たす がいしゅつ 屋外で移動が 難 しい方の自立や社会参加を助けるために、外 出 す
るときの移動を支援します。
レクリエーション活動や、社会との交流を増やす活動などを行う
場所として、障がいのある方を支援します。
また、 訪問により居宅での入浴サービスを提供します。
たようがい かん にっちゅう かっとう ば かく ほ かい ご かいご で
たっている家族の休息を支援します。

■ 日常生活用具給付等事業

にちじょうせいかつ えんかつ おこな 日常生活がより円滑に行われるための用具の給付や貸与を行います。

【対象】 身体障害者手帳をお持ちの方で、日常生活用具購入・貸与の費用の支給が必要だと認められる方

しんないしょうがいしゃ て ちょう りょういく て ちょう しんないしょうがいしゃ て ちょう しんないしょうがいしゃ て ちょう しんないしょうがいしゃ て ちょう しんないしょうがいしゃ て ちょう りょういく て ちょう しんないしょうがいしゃ て ちょう

○その他、申請者の障がい状態別に必要な書類

【注意事項】 ・所得に応じた自己負担の上限があります。

- ・種目ごとに障がいの種類、程度、年齢、基準額などの制限があります。
- ・住宅 改修 を伴う場合は、着工前 に申請が必要です。
- ・労働者災害補償保険、医療保険、介護保険、自動車損害賠償責任保険等が優先されます。
- とういっしゅもく さいこうにゅう ばあい げんそく たいようねんすう けいか ひっよう・同一種目の再購入の場合は、原則として耐用年数の経過が必要です。

○種目と対象者等

かいご くんれん しえんようぐ 介護・訓練支援用具

teg t < 種目	障がいおよび程度	せいのうとう 性能等	たいようねんすう 耐用年数
特殊寝台	かしまた たいかんきのうしょうがい きゅう いじょう 下肢又は体幹機能 障 害2 級 以 上	施、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年
特殊マット	児童相談所文は知的障害者更生相 たいはいて重度又は最重度知 たいにおいて重度又は最重度知 でも、では、では、できないでは、 ものでは、できないでは、できないでは、できないでは、ないでは、ないでは、ないでは、できないでは、できないでは、できないが、できないでは、できない、は、できない、は、できない、は、できない、は、できない、は、できない、は、できない、は、できない、にようでは、は、ないにようでは、は、ないにようでは、は、ないにようでは、は、ないにようでは、は、ないにようでは、は、ないにようでは、は、ないにようでは、は、ないにようでは、は、ないにようでは、は、ないにようでは、は、ないにようでは、は、ないにようでは、は、ないにようでは、は、ないにようでは、は、ないにようないには、ないにようないには、ないにようないには、ないには、ないには、ないには、ないにようないには、ないにようないには、ないにようないには、ないにようないには、ないにようないには、ないにようないには、ないにようないには、ないにようないには、ないにようないには、ないにようないには、ないには、ないにようないには、ないにようないには、ないには、ないには、ないには、ないには、ないには、ないには、ないには、	でいる。 では、しまない。 では、	5年
とくしゅによう。 特殊尿器	かしまた たいがんきのうしょうがい きゅう でょう 下肢又は体幹機能障害 級 で常 時介護を有する者で原則として学 もの	尿が自動的に吸引されるもので、 はまずがしばまた かいごしょうが としょうが とます なかぎ 者が容易に使用し う	5年
人浴担架	* しまた たいかん きのうしょうがい きゅういじょう 下肢又は体幹機能障害2級以上で、入浴に介護を要する者(原則として3歳以上の者)	障がい児・者を担架に乗せたままリ マト装置により入浴させるもの。	5年
体位変換器	 かしまた たいかんきのうしょうがい きゅう いじょう 下肢又は体幹機能障害2級以上で で下着交換等に介助を要する者の ばんそく (原則として学齢児以上の者) 	かいますが 障がい者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5年
移動用リフト	かしまた たいかんきのうしょうがい きゅう いじょう 下肢又は体幹機能障害2級以上 でがんそく さいいじょう もの で原則3歳以上の者	が、護者が障がい児・者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年
訓練いす (障がい	かしまた たいかんきのうしょうがい きゅういじょう 下肢又は体幹機能障害 2 級以上 げんぞく さいいじょう もの で原則3歳以上の者	がたまく 原則として付属のテーブルを付ける ものとする。	5年
くんれんよう 訓練用ベッド (障 がい児のみ)	** しまた たいかん きゅうしょうがい きゅう いじょう 下肢又は体幹機能障害2級以上 で、原則として学齢児以上の者	がまた。 腕又は脚の訓練ができる器具を備え たもの。	8 年

じりつせいかつ し えんようぐ 自立生活支援用具

top 6 < 種目	でいる 障 がいおよび程度	せいのうとう 性能等	たいようねんすう 耐用年数
にゅうよくほ じょようぐ 入浴補助用具	かしまた たいかんきのうしょうがい にゅうよく 下肢又は体幹機能障害で、入浴	入浴時の移動、座位の保持、浴槽へ	
	た介助を要する者	の入水等を補助でき、障がい児・	
		はいまた かいごしい ようい しょう う	8 年
		の。ただし、設置にあたり住宅改修	
		を伴うものを除く。	

べんき	か しまた たいかんき のうしょうがい きゅう い じょう	<u> </u>	
便器	下肢又は体幹機能 障 害2 級 以 上	障 がい児・者が容易に使用し得るも 	
	で、原則として学齢児以上の者	の(手すりを付けることができる)	8 年
		ただし、取り替えにあたり 住 宅改	0-1
		修を伴うものを除く。	
T 字状・棒状の	へいこう きのうまた か し たいかん き 平衡機能又は下肢もしくは体幹機	しゅたい もくざい じゅうぶん きょうど ゆう主体:木材(十分な強度を有する	
つえ	のうしょうがい 能障害	もの)	
		外装:ニス塗装	
		は でくひん や こうさい 付属品:夜光材	3 年
		しゅたい けいきんぞく 主体:軽金属	
		がなう とそう 外装:塗装なし	
		がぞくひん やこうざい 付属品:夜光材	
いどう いじょうし えんよう 移動・移 乗 支援用	へいこう きゅうまた か し でいかん き 平衡機能又は下肢もしくは体幹機	おおむね次のような性能を有する手	
^ぐ 具	のうしょうがい ゆう かていない いどう 能障害を有し、家庭内の移動にお	すり、スロープ等であること。	
	かいじょ よう もの げんそく いて介助を要する者(原則として3	ア 障がい児・者の身体機能の状	
	tin in the state of the state	態を十分踏まえたものであって、必	
	, A.V. — 1 <u>1</u> ,	まう きょうど あんぜんせい ゆう 要な強度と安全性を有するもの。	
		イ 転倒予防、立ち上がり動作補助、	8年
		いじょうどうさ ほじょ だんさかいしょうどう よう 移乗動作の補助、段差解消等の用	
		く 具とする。	
		ただし、設置にあたり住宅改修を	
		たたし、設置にめたり 住 七以 修 を ct of で 伴うものを除く。	
とうぶ ほ ごぼう SK か /ロ -	 ^^ハニラ セ のラュヒ か し	てんどう しょうげき とうぶ ほごできる 転倒の 衝撃から頭部を保護できる	
頭部保護帽	のうしょうがい ほっさ とう	転倒の 餌 挙から 顕命を保護 (さる もの。	
	能障害、てんかんの発作等により	かわ しゅざいりょう せいさく	3年
	頻繁に転倒する知的障がい児(者)・精神障がい者	B スポンジ、革、プラスチックを主	34
	(者 <i>)</i> ・精神 障 かい者 	ざいりょう ぜいさく 材料に製作。	
とくしゅべん き 特殊便器	 じょう し しょうがい きゅう い じょうまた じ どうそう 上肢障害2級以上又は児童相	たしぶみ 足踏ペダルで温水温風を出し得るも	
1寸7本区位	T 放 障 音 Z 級 以 工 又 は 光重伯 だんじょ ちてきしょう しゃこうせいそうだんじょ 談所・知的 障 がい者更生相談所で	の及び知的障がい児・者を介護して	
	世界 は は は は は は は は は	いる者が容易に使用し得るもので温	
	里及又は取里及の知的悍がい もの げんそく 児・者と判定された者で、原則とし	すいおんぶう だ う 水温風を出し得るもの。ただし、取	8 年
	がくれいじ いじょう もの	小温風を出し待るもの。たたし、収 ***********************************	
	て学齢児以上の者	り替えにめたり 任 毛以 修 を 伴 つ のぞ ものを除く。	
か さいけいほう き	しょう しゅべつ かか かさいはっ	ものを除く。 しつない かさい けむりまた なご かんち 室内の火災を 煙 又は熱により感知	
火災警報器	障がいの種別に関わらず火災発 せいかんち ひなん こんなん もの しょう 生の感知・避難が困難な者 (障が		
		し、音又は光を発し屋外にも警報ブ	8 年
	い者のみの世帯及びこれに準ず	ザーで知らせ得るもの。(ただし、1	
じどうしょう か き	る世帯)	せたい だい げんど 世帯に 2台を限度とする。)	
自動消火器		しつないおんと いじょうじょうしょうまた ほのお せっ 室内温度の異常 上 昇又は炎の接	to t
		はく じどうてき しょうかえき ぶんしゃ しょ 触 で自動的に消化液を噴射し、初	8年
		期火災を消火し得るもの。	

でんじ ちょうり き 電磁 調 理器	しかくしょうがい きゅう いじょうまた じどうそうだん 視覚障害2級以上又は児童相談	^{しょう} がい児・者が容易に使用し得るも	
	じょ ちてきしょうがいしゃこうせいそうだんじょ 所・知的 障 害者更生相談所におい	の 。	
	て 重度又は最重度知的障がい		6年
	児・者と判定された者で 18歳以上		
	の者		
ほこうじかんえんちょうしん 歩行時間延長信	しかくしょうがいしゃ きゅう いじょう げんそく 視覚 障 害者2級以上で原則とし	です。 では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	10年
ごうきょうこがたそうしんき 号機用小型送信機	がくれいじ いじょう もの て学齢児以上の者	の 。	10年
たまうかくしょう 聴覚障がい者用	ちょうかくしょうがい きゅういじょう がくれいじい 聴覚障害2級以上で学齢児以	まと せいおんとう しゃく しょっかくとう 音、声音等を視覚、触 覚等により知	I O 幹
おくないしんごうそう ち 屋内信号装置	じょう もの 上の者	覚できるもの。	10年

さいたくりょうようとう し えんよう ぐ 在宅療養等支援用具

*************************************	ではら 障 がいおよび程度	tいのうとう 性能等	たいようねんすう 耐用年数
透析液加温器	じんぞうきのうしょうがい きゅういじょう じっれん 腎臓機能 障 害3級以上で、自己連	透析液を加温し、一定温度に保つも	
	ぞくけいこうしきふくまくかんりゅうほう しーえーびーでぃー 続携行式腹膜灌流法(C A P D)	の 。	5年
	による透析療法を行う者(原則		5年
	として 3歳以上)		
ネブライザー (^{ゼゅゥ}	こきゅうき きのうしょうがい きゅう いじょうまた呼吸器機能障害3級以上又は	障がい児・者が容易に使用し得るも	
にゅう ^き 入器)	どうてい と 同程度の 障 がい児・者であって、	o.	5年
	ひつよう みと 必要と認められる者		
でんき しきたんきゅういん き電気式痰吸引器	こきゅうき きのうしょうがい きゅう いじょうまた呼吸器機能障害3級以上又は	です。 ですがい児・者が容易に使用し得るも	
	どうていど 同程度の 障 がい児・者であって、	の 。	5年
	ひつよう みと 必要と認められる者		
さん そ うんばんしゃ 酸素ボンベ運搬車	いりょうほけん さいたくさんそりょうほう 医療保険における在宅酸素療法	です。 ですがい児・者が容易に使用し得るも	ah.
	*だな もの を行う者	o.	10年
もうじんようたいおんけい おん 盲人用体温計 (音	しかくしょうがい きゅう いじょう しょう しゃ 視覚障害2級以上で障がい者	^{しょう} 障がい児・者が容易に使用し得るも	5年
声式)	のみの世帯又はこれに準ずる世	の 。	5年
もうじんようたいじゅうけい 盲人用体 重 計	# #		5年
			っ キ
動脈血中酸素飽	こきゅうき きゅうしょうがいまた 呼吸器機能障害又 は 心臓機能	呼吸 状態を継続的にモニタリング	
ゎ ど そくてい き 和度測定器(パル	しょうがい きゅういじょうまた なんびょうかんじゃとう 障害3級以上又は難病患者等	することが可能な機能を有し、難病	5年
スオキシメータ	で医師の意見書により人工呼吸	ま者等が容易に使用できるもの。	34
-)	た。 そうちゃく かつよう みだ められる者 が必要と認められる者		
しんこうこ きゅうきょうとう人工呼吸器用等	しんたいしょう じ しゃまた なんびょうかんじゃ 身体 障 がい児・者又は難 病 患者	対象者又は介助者が容易に使用し	
じかはつてんき また がい 自家発電機又は外	で、在宅で人工呼吸器等を装着	う得るもの(充電器及びインバータを	
部バッテリー	^{±の} している者	含む。) 給 付は、自家発電機又は外	5年
		る。	

じょうほう いしそつうしえんようぐ情報・意志疎通支援用具

情報・意志は理文援 Lpt t 種目	しょう ていど	せいのうとう አሁ. ራሃ	たいようねんすう 耐用年数
けいたいようかい わ ほ じょそう	障 がいおよび程度	性能等 by the true to the true	耐用年数
携帯用会話補助装	音声言語機能 障 害又 は 肢体不自	携帯式で、言葉を音声又は文 章 に変	
置	由児・者であって発生発語に 著	換する機能を有し、障がい児・者が	5年
	しい 障 がいを有する者 (原則とし	容易に使用し得るもの。	34
	がくれいじ いじょう もの て学齢児以上の者)		
情報・通信支援用	じょうし きのうしょうがいまた しかくしょうがい 上 肢機能 障 害又は視覚 障 害	パソコン周辺機器やアプリケーシ	ひとり I人につき
具		ョンソフト。	かいかぎ 1回限り
だり 点字ディスプレイ	しかくしょうがいおよ しかくしょうがい きゅうい 視覚障害及び視覚障害2級以	文字等のコンピューターの画面情	
	じょう ちょうかくしょうがい きゅう いじょう 上かつ 聴覚障害2級以上で、	報を点字等により示すことのできる	6年
	^{ひつよう} みと 必要と認められる者	もの。	
てんじき 点字器	しかくしょうがい 視覚 障 害	ひょうじゅんがた 標準型	
		A 32 マス 18 行、両 面書真 鍮 板製	
		B 32 マス 18 行、 両 面書プラスチ	7年
		ック製 (点筆を含む)	
		携帯用	
		A 32マス4行、片面書アルミニュ	
		ーム製	5年
		B 32 マス I2 行、片面書プラスチ	
		ック製 (点筆を含む)	
てんじ 点字タイプライタ	しかくしょうがい きゅう いじょう ほんにん しゅうろう 視覚障害2級以上(本人が就労	しょう しょう ようい しょう う で がい児・者が容易に使用し得るも	
_	もしくは 就 学しているか又は 就	の。	5年
	うう かま もの かぎ 労が見込まれる者に限る)		
しかくしょう 視覚障がい者用	しかくしょうがい きゅういじょう げんそく 視覚障害2級以上で原則として	thuturi 音声等により操作ボタンが知覚又は	
ポータブルレコー	がくれいじいじょうもの学齢児以上の者	にんしき でいじーほうしき 認識でき、かつ、DAISY方式による録	
ダー	2 M2 NR. V 27.13	おんなら とうがいほうしき きょく 音並びに当該方式により記録された	4 24.
		した。 さいせい かのう せいひん 図書の再生が可能な製品であって、	6年
		図書の舟生が可能な殺師であって、 しがくしょう しょうい しょうい しょう う	
		祝見 障 かい名か谷勿に使用し付る もの。	
しかくしょう 視覚障がい者用	しかくしょうがい きゅう いじょう げんそく 視覚 障 害2級以上で、原則とし	も じじょうほう どういっし めんじょう きさい 文字情報と同一紙面上に記載され	
かつじぶんしょよみあ そう 活字文書読上げ装	がくれいじいじょうものて学齢児以上の者	とうがいも じじょうほう あんごうか じょうほう た当該文字情報を暗号化した情報	
5 置	-	を読みとり、音声信号に変換して出	ねん
		りょく カする機能を有するもので、視覚	6年
		はまうがい しょうがい しょうがい とき ようがい とき ようがい とき ようがい きが容易に使用し得るも	
		の。	

し かくしょう しゃよう	しかくしょう じ しゃ ほんそうち	がぞうにゅうりょくそう ちょとしいん	
視覚 障 がい 者用	視覚障がい児・者であって本装置	がだうにゅうりょくそう ち	
かくだいどくしょき 拡大読書器	により文字等を読むことが可能に	副物等) の上に置くことで、簡単に	8年
	なるもので原則として学齢児以	拡大された画像(文字等)をモニタ	04
	じょう もの 上 の者	ーに映し出せるもの。	
もうじんよう と けい 盲人用時計	しかくしょうがい きゅういじょう おんせいと 視覚 障 害2 級 以上。なお、音声時	しかくしょう 視覚 障 がい者が容易に使用できる	
	計は手指の触覚に障がいがある	もの。	IO靠
	等のため 触読式時計の使用が困		104
	なん もの げんそく 難な者を原則とする。		
まょうかくしょう 聴覚障がい者用	まょうかくしょう また はっせい はっご 聴覚障がい又は発声・発語に	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
つうしんそう ち 通信装置	*************************************	************************************	
	ってコミュニケーション、緊急連	が可能な機器であり、障がい者が容	5 年
	らくとう しゅだん 絡等の手段として必要と認められ	易に使用できるもの。	5年
	る者(原則として学齢児以上の		
	^{もの} 者)		
聴覚障がい者用	まょうかくしょう 聴覚障がい児・者であって、本装	じまくおよ しゅ わっうやくつき ちょうかくしょう 字幕及び手話通訳付の 聴 覚 障 がい	
じょうほうじゅしんそう ち 情 報受信装置	置によりテレビの視聴が可能に	しゃようばんぐみなら 者用番組並びにテレビ番組に字幕及	6 年
	なる者	び手話通訳の映像を合成したもの。	
人工喉頭	cjkj(tělpole 喉頭摘 出 者	省式	
		・ 呼気によりゴム等の膜を振動させ、	
		ビニール等の管を通じて音源を口腔	4年
		内に 導 き構音化するもの。	
		がだひん きかん 付属品:気管カニューレ	
		でんどうしき 電動式	
		顎下部等にあてた電動板を駆動さ	
		せ、経皮的に音源を口腔内に 導き構	5 年
		音化するもの。	
		ふぞくひん てんち じゅうてんき 付属品:電池、 充電器	
たんじ としま 点字図書	まに、情報の入手を点字によっ	点字により作成された図書。	
	ている視覚 障 がい者		
福祉電話(貸与)	まょうかくしょう また がいしゅつこんなん しん 聴覚障がい又は外出困難な身	ではずい はずい しょう い しょう しゅう で がい者が容易に使用し得るもの。	
	体障がい者(原則として 2級以		
	^{じょう} 上)であって、コミュニケーショ		
	ン、緊急連絡等の手段として必用		_
	があると認められる者及びファッ		
	クス被貸与者(障がい者のみの世		
1	帯及びこれに 準 ずる世帯)	j	

ファックス (貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語 機能障害3級以上で、電話では 意志疎通困難な者(障がい者のみ の世帯又はこれに準ずる世帯)	障がい者が容易に使用し得るもの。	_
人工內耳用 充電器	たいかくしょう 聴覚障がい者であって、人工内 で まうよう	人工内耳装用者が容易に使用し得る もの。	5 年
人工內耳用 充電	きょうかくしょう 聴 覚 障 がい者であって、人工内 じ まうよう 耳を装用している者	しょうないじょうようしゃ ようい しょう う 人工内耳装用者が容易に使用し得る もの。	l 年
人工内耳用音声信 でうしょりそうち 号処理装置(スピ ーチプロセッサ)	聴覚障がいにより人工内耳埋込 手術を受け、5年以上経過して いる者	医療保険の対象とならないもの。	5年
しんこうない じょうかんそう き 人工内耳用乾燥機	聴覚障がい者であって、人工内 で表すが、 まで表すしている者	人工内耳装用者が容易に使用し得る もの。	3年
人工内耳用イヤー モールド	聴覚障がい者であって、人工内 で表すが、 はない。 であって、人工内 であって、人工内 であって、人工内 であって、人工内	人工内耳装用者が容易に使用し得る もの。	-

はいせつかんり しえんようぐ 排泄管理支援用具

しゅもく	しょう ていど	せいのうとう	たいようねんすう
Lpt < 種目	障 がいおよび程度	tvのうとう 性能等	耐用年数
ストーマ装具	ストーマ造設者(医師の判断による	************************************	
	まの ふく 書面をもって 証明された者を含む)	低刺激性の粘着剤を使用した密封	
		型又は下部開放性の 収納袋 とす	
		る。	
		ラテックス製 又はプラスチックフイ	
		ルム製。	
		ふぞくひん ひふほございとうかくしゅようひん 付属品:皮膚保護剤等各種用品	
		(袋を体に密着させるもの等)	_
		蓄尿袋	
		低刺激性の粘着剤を使用した密封	
		がた しゅうにょうぶくう にょうしょりょう 型の 収 尿 袋で尿処理用のキャッ	
		プ付とする。ラテックス製又はプラ	
		スチックフイルム製。	
		ふぞくひん ひ ふほございとうかくしゅょうひん 付属品:皮膚保護剤等各種用品	
		(袋を体に密着させるもの等)	

(報おむつ等	かみとう	さい い じょう つぎ	かみ	
まって証明された者。 ア 治療によって軽快の見込みのないストーマ 開近の皮膚の 著しいびらん、ストーマ変形のためストーマを装着することができない者 イ 先天性線配 (先天性線配を対する 下皮固する 高度の排便機能障 がいによる高度 の排便機能障 がいによる高度 の排便機能障 をある者 エ 脳性麻痺 総脳性連動機能障 がいにより、排展又は排便の意思表示が困難な者 オ 原因となる疾病の発生時期が 6 歳未満の者であって、各幹機能障 がいを有し、かつ排尿又は排便の意思表示が困難な者 イ 体質 (大変) (大変	紙おむつ等	3歳以上であって、次のいずれかに	紙おむつ	
ア 治療によって軽缺の見込みのないストーマ 周辺の皮膚の 著しいびらん、ストーマ 最初であるとができない者 イ 先天性疾患 (先天性鎖紅を除く)に起因する神経障 がいによる高度 の排便又は排尿 機能障 がいによる高度 の排便又は排尿の意思表示が困難な者 オ 原因となる疾病の発生時期が 6 歳未満の者であって、体幹機能障 がいを有し、かつ排尿 又は排便の意思表示が困難な者 オ 原因となる疾病の発生時期が 6 歳未満の者であって、体幹機能障 がいを有し、かつ排尿 又は排便の意思表示が困難な者 (体幹機能障 がいの程度が 級者しくは 2 級 更 が し、 で、				
ないストーマ漫形のためストーマを装着することができない者 イ 先天性疾患 (先天性鍼肛を除く) に起因する神経障がいによる高度 の排便気は排尿機能障がいたまる高度 の排便気は排尿機能障がいた者			家取りパットもず。	
いびらん、ストーマ変形のためストーマを装着することができない者 イ 先天性疾患 先天性鏡紅を除く) に起菌する神経 障がいによる高度 の排便文は排尿機能障がいる者 ウ 先天性鏡紅に対する肛門形成 術、小腸肛門吻合術に起菌する 高度の排便機能障害のある者 工 脳性麻痺等脳原性運動機能障がいいます。 一 がいまり、排尿又は排便の意思表示が困難な者 オ 原菌となる疾病の発生時期が 6 歳未満あ者であって、体幹機能障がいる程し、いを有し、かつ排尿又は排便の意思表示が困難な者 (体幹機能障がいの程度がし般・下肢の機能障がいの程度がともにし般・市政の機能障がいの程度がともにし般・市政の機能障がいの程度がともにし般・市政の機能障がいの程度がともにし般・市政の機能障がいの程度がともにし般・市政の機能障がいる程度がともにし般・市政の機能障がいる程度がともにし般をしくは2級のものに限る) 「京器 高度の排尿機能障がい者 「対策・発生・音原・設・で構成し、原の、逆流、防止装置を付けるものとする。ラテックス製文はゴム製。 A 普通型 B 簡易型 女性用 A 普通型 B 簡易型 女性用 A 普通型 B 簡易型 オリエチレン製の採尿 変等原 ポーム管付。採尿 変 20枚を 1組とす				
- マを装着することができない者 イ 先天性疾患 (先天性疾患 (先天性疾患 (先天性疾患 (先天性疾患 (先天性疾患 (先天性疾患 (先天性疾患 (先天性疾患 (先天性疾患 (赤)) に起因する神経障がいによる高度 の排便残能 障 がいによる高度 の排便残能 障 ぎのある者 エ 脳性療験 ()		ないストーマ周辺の皮膚の著し		_
イ 先天性疾患 (先天性鶏肚を除く) に起因する神経障がいによる高度 の排便又は排尿機能障がいにまる高度 の排便機能障がのある者 エ 脳性麻疾等脳原性運動機能障が いにより、排尿又は排便の意思表 示が函難な者 オ 原因となる疾病の発生時期が 6 歳未満の者であって、体幹機能障が いを有し、かつ排尿又は排便の意思表 示が函難な者 (体幹機能障がいの程度がとも に 1 級者しくは 2 級 又は上 肢・下肢の機能障がいの程度がとも に 1 級者しくは 2 級 のものに限る) 高度の排尿機能障がい者 関性用 無 震器 首		いびらん、ストーマ変形のためスト		_
に起因する神経障がいによる高度 の排便文は排尿機能障がいる者 ウ 先天性鎖肛に対する肛門形成 術、小腸肛門吻合術に起因する高度の排便機能障害のある者 エ 脳性麻痺等脳原性運動機能障がいにより、排尿文は排便の意思表示が困難な者 オ 原因となる疾病の発生時期が 6 歳未満の者であって、体幹機能障がいを有し、かつ排尿文以は排便の意思表示が困難な者 と 成本の者であって、体幹機能障がいの程度がともに 1 級者しくは 2 級のものに限る) 「高度の排尿機能障がいる程度がともに 1 級者しくは 2 級のものに限る) 「高度の排尿機能障がいる程度がとも」を 第一次の機能障がいる程度がともに 1 級者しくは 2 級のものに限る) 「高度の排尿機能障がいる程度がとも」を 1 一般者 1 人性 2 級のものに限る) 「流防止装置を付けるものとする。ラテックス製又はゴム製。 4 普通型 耐気性用 4 普通型 耐気性 4 普通型 耐気性 4 普通型 耐気性 4 音通型		ーマを装着 することができない者		
の排便校に排尿機能障がい者 ウ 先天性鎮肛に対する肛門形成 術、小腸肛門吻合術に起因する 高度の排便機能障害のある者 工脳性麻痺等脳炎を達動機能障がいいにより、排尿で又は排便の意思 表示が困難な者 オ 原因となる疾病の発生時期が 6 歳未満の者であって、体幹機能障がいを有し、かつ排尿で又は排便の意思 表示が困難な者 (体幹機能障がいの程度がともに1級者しくは2級のものに限る) 高度の排尿機能障がいの程度がともに1級者とはは2級のものに限る) 高度の排尿機能障がいる者 男性用 操尿療器と蓄尿 袋で構成し、尿の 逆流防止装置を付けるものとする。ラテックス製気はゴム製。 A 普通型 耐気性 ス製採尿 袋を有するもの。 B 簡易型 ボリエチレン製の採尿 袋 等原 ゴム管付。(採尿 袋 20枚を 1組とす		せんてんせいしっかん せんてんせい さこう のぞ イ 先天性疾患 (先天性鎖肛を除く)		
新能力で発展した対する証明形成		に起因する神経障がいによる高度		
横の が 陽 1 に 2 を 2 を 3 を 3 を 3 を 4 を 3 を 4 を 3 を 4 を 3 を 4 を 4		の排便又は排尿機能障がい者		
(新) ・	がみ 紙おむつ等	ウ 先天性鎖肛に対する肛門形成		
高度の排便機能等のある者 工 脳性麻痺等脳原性運動機能 障 が いにより、排尿又は排便の意思表示が困難な者 オ 原因となる疾病の発生時期が 6 歳未満の者であって、体幹機能障 が いを有し、かつ排尿又は排便の意思 表示が困難な者 (体幹機能障 がいの程度がともに「級者しくは 2 級のものに限る) 高度の排尿機能障 がいの程度がともに「級者しくは 2 級のものに限る) 高度の排尿機能障がいる程度がともに「級者しては 2 級のものに限る) 高度の排尿機能障がいる程度がともに「級者としては 2 級のものに限る) 「対策に発表と蓄原、変で構成し、原の変化は対し、原の変化は対し、原の変化は対し、原の変化は対し、原の変化は対し、原の変化は対し、原発器と蓄原、変で構成し、原の変化は対し、原発器と変に対し、原発器を対し、原列を表現では対し、原列を表現では、原列を表現である。 ラテックス製文はゴム製 6 簡易型 大性用 A 普通型 耐力を関する。 1 単位 1 単				
工 監修 (本) ようかい () よう () またい () また				
いにより、排尿又は排便の意思表示が困難な者 オ 原因となる疾病の発生時期が 6 歳未満の者であって、体幹機能障が いを有し、かつ排尿又は排便の意思 表示が困難な者 (体幹機能障がい の程度が 1 級 若しくは 2 級 又は上 肢・下肢の機能障がいの程度がとも に 1 級 若しくは 2 級 のものに限る) 高度の排尿機能障がい者 第世用 採尿器と蓄尿袋で構成し、原の 逆流防止装置を付けるものとす る。ラテックス製文はゴム製。 A 普通型 女性用 A 普通型 女性用 A 普通型 女性用 A 普通型 ボリエチレン製の採尿 袋等尿 ゴム管骨。(採尿袋 袋 20枚を 1 組とす				
		はいにょうまた はいべん い しひょう		
オ 原因となる疾病の発生時期が 6 歳未満の者であって、体幹機能 障がいを有し、かつ排尿では排便の意思を表示が函難な者 (体幹機能 障がいの程度が 1級者しくは 2級文は上肢・下肢の機能 障がいの程度がともに 1級者しくは 2級のものに限る) 高度の排尿 機能 障がい者 男性用 探尿 器と蓄尿 袋 で構成し、尿の逆流防止装置を付けるものとする。ラテックス製文はゴム製。A 普通型 B 簡易型 女性用 A 普通型 B 簡易型 女性用 A 普通型 B 簡易型 ボリエチレン製の採尿 袋 導尿 ゴム管付。(採尿 袋 20枚を 1組とす				
議未満の者であって、体幹機能障がいを有し、かつ排尿文は排便の意思を示が困難な者(体幹機能障がいの程度が「総発しくは 2級文は上し肢・下肢の機能し障がいの程度がともに「級者もくは 2級のものに限る) 「一般・一般・一般・一般・一般・一般・一般・一般・一般・一般・一般・一般・一般・一		げんいん しっぺい はっせいじ き		_
いを有し、かつ排尿文は排便の意思 *表示が函難な者 (体幹機能障がい の程度が 1 級 若しくは 2 級 文は上 肢・下肢の機能障がいの程度がとも に 1 級 若しくは 2 級 のものに限る) 高度の排尿機能障がい者 男性用 操尿尿器と 音 な 姿で横成し、 尿の 逆流防止装置を付けるものとす る。ラテックス製文はゴム製。 A 普通型 対性用 A 普通型 対性用 A 普通型 対性 エム製採尿 袋 を有するも の。 B 簡易型 ポリエチレン製の採尿 袋 導尿 ゴム管付。(採尿 袋 20枚を 1組とす)				
表示が複雑な者 (体幹機能障がいの程度がともに 1 級者 しくは 2 級 又は上版・下肢の機能障がいの程度がともに 1 級者 しくは 2 級のものに限る)				
の程度が 1 級 若しくは 2 級 文は上 肢・下肢の機能障 がいの程度がともに 1 級 若しくは 2 級 のものに限る)				
Li ・下肢の機能障がいの程度がとも に 1 級 若しくは 2 級 のものに限る)				
に 数				
中では、一般の一般のでは、一般のでは、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点				
 ・ まとまでは、これでは、	しゅうにょうき 収 尿器		だんせいよう 男性用	
 逆流防止装置を付けるものとする。ラテックス製文はゴム製。 A 普通型 B 簡易型 女性用 A 普通型 A 常該等。 A 普通型 A 常該等。 A 专有するもの。 B 簡易型 A 常場では、などをでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのではなどのでは、などのではなどのではなどのでは、などのではなどのではなどのではなどのではなどのではなど				
る。ラテックス製文はゴム製。 A 普通型			きゃくりゅうぼう しそうち ヴ 流 防止装置を付けるものとす	
A 普通型 B 簡易型 by性用 A 普通型 たいきゅうせい ゴム製採尿 袋 を有するも の。 B 簡易型 ポリエチレン製の採尿 袋 導尿 ゴム管付。(採尿 袋 20枚を 1組とす				
女性用 A 普通型			ふっうがた A 普通型	
女性用 A 普通型			かん いがた B 簡易型	
A 普通型 耐久性ゴム製採尿 袋を有するも の。 B 簡易型 ポリエチレン製の採尿 袋 導尿 ゴ ム管付。(採尿 袋 20枚を 1組とす			じょせいよう	いちねん
耐久性ゴム製採尿 袋を有するもの。 B 簡易型 ポリエチレン製の採尿 袋 導尿 ゴム管付。(採尿 袋 20枚を 1組とす			ふつうがた	1 年
の。 B 簡易型 ポリエチレン製の採尿 袋 導 尿 ゴ ム管付。(採尿 袋 20枚を I組とす			たいきゅうせい せいさいにょうぶくろ ゆう	
ポリエチレン製の採尿 袋 導尿 ゴ ム管付。(採尿 袋 20枚を 1組とす			の。	
ポリエチレン製の採尿 袋 導尿 ゴ ム管付。(採尿 袋 20枚を 1組とす			nt n がた B 簡易型	
ム管付。(採尿 袋 20枚を I組とす				
			かんつき さいにょうぶくろ まい くみ	
			る)	

じゅうたくかいしゅう ひ住 字改修費

Lipもく 種目	障がいおよび程度	tいのうとう 性能等	たいようねんすう 耐用年数
きょたくせいかつどう さ ほ 居宅生活動作補	かしたいかんきのうしょう また にゅうよう じきいぜん 下肢、体幹機能 障 がい又は 乳 幼児期以前	ではず で しゃ いどうとう えんかつ 障がい児・者の移動等を円滑	
じょよう ぐ 助用具	の非進行性の脳病変による運動機能障	にする用具で設置に 小規模な	
	がい (移動機能障害に限る。) を有する学	じゅうたくかいしゅう ともな 住宅改修を伴うもの。	げんそく かいかぎ 原則1回限
	齢児以上の障がい児・者であって 3級		ŋ
	以上の者。(特殊便器への取り替えをする		
	場合は、上肢障害2級以上の者)		

■ 補装具の購入・修理に必要な費用の支給

ほそうぐ かしそうぐ くるまいす ほちょうき こうにゅう しゅうり ひょう しきゅう 補装具 (下肢装具、 車 椅子、補 聴 器など) の購入 や 修 理にかかる費用が支 給 されます。

「対象」 はないしょうかいしゃてちょう も かたなど ほそうぐ ひ しきゅう ひつよう かたなど (対象) 身体 障害者手帳をお持ちの方等で、補装具費の支給が必要だと認められる方 ひつようしょるいとう しんせいしょ しんないしょうかいしゃてちょう (必要書類等) 申請書 ○身体障害者手帳

【注意事項】・所得に応じた自己負担の上限があります。

- ・種目ごとに障がいの種類、程度、年齢、基準額などの制限があります。
- ・労働災害補償保険、医療保険、介護保険、自動車損害賠償責任保険等が優先されます。

【窓口】 けんこうふくし か ちいきふくしがかり いわみ 健康福祉課 地域福祉係 (岩美すこやかセンター内) 電話:0857-73-1333

●種目と対 象 者等

障がい	ty to	びこう 備考
	もうじんあんぜん 盲人安全つえ	
しかく 視覚	きがん 義眼	0
	めが4 眼鏡	0
^{ちょうかく} 聴 覚	補聴器	0
	えし きゃく きしゅ 義肢 (義足、義手)	0
	ま具 (上肢・下肢・靴型・体幹)	0
したいふ じゅう 肢体不自由	さい ほじょうち 座位保持装置	0
放体个目田	くるま ぃ す てんどうくるま ぃ す 車 椅子・電動 車 椅子	0
	まさう ま 歩行器	0
	歩行補助つえ	
(18歳未満のみ)	芝のほじいす。 きりつほじく とうぶほじく はべんほじょく 座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具	0
りょう か し きのうぜんぱい げんご きのうそうしつ 両 下肢機能全廃および言語機能喪失	じゅう ど しょうがいしゃよう い し てんたつそう ち 重 度 障 害者用意思伝達装置	0

- ○は申請の際に医師の意見書が必要です。
- ◎は申請の際に医師の意見書もしくは支給判定にあたり鳥取県福祉相談センターへの来所が必要です。

■ 軽・中度難聴児補聴器等購入費助成

たけいげん はか となるため、費用の一部を助成します。

【対象】 身体障害者手帳の交付の対象とならない 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの

がだ はある難聴児

【注意事項】 種目ごとに耳の状態、基準額などの制限があります。

まどぐち けんこうふくし か ちいきぶく しがかり いわる (窓口) 健康福祉課 地域福祉係 (岩美すこやかセンター内) 電話:0857-73-1333

5. その他助成・滅免・各種割引に関すること

■ タクシー利用助成

しまかようしゃとう はない こうきょうこうでう きかん りょう こんなん じゅうとしょう いける ちょうない 自家用車等のない世帯で、公共 交通機関の利用が困難な 重度 障 がい者を対象 に、岩美 町 内の医りょう きかん 療 機関にない診療 科への通院にかかるタクシー費用の 7割(上 限額6,000円)を助成します。

(たいしょう じゃょうしょ しょじ しょじ しょうさんでんぜいひゃぜいせんが、 かっき のいずれかに該当する世帯員

- (I) 下肢または体幹機能障がい2級以上の方で、岩美町高齢者移送サービスに利用登録が されており、公共交通機関の利用が困難であると認められる方
- りょういくてちょうえー しょじしゃ こうきょうこうつう きかん りょう こんなん かた かた (2) 療 育手 帳 A の所持者で公共 交通機関の利用が困難であると認められる方

【利用範囲】 自宅から岩美町内にない診療科までのタクシー利用(往路のみ) ※岩美町内に営業所があるタクシー事業所に限ります

でつようしょるいとう しんせいしょ ひづけ はい いりょうきかん りょうしゅうしょ 【必要書類等】 〇申請書 〇日付の入ったタクシーと医療機関の領収書

「利用回数」 同一年度に 12回(途 中で申請された方は、残りの月数)

(まどぐち けんこうふくし か ちいきふく しがかり いわみ はい てん わ 健康福祉課 地域福祉係 (岩美すこやかセンター内) 電話:0857-73-1333

■ 小規模作業所等通所費助成

小規模作業所等の通所に要した費用の一部を助成します。助成額は、3 か月定期代の通所日数に対する公共交通機関の規定する運賃 (自宅から作業所等までの公共交通機関のそれぞれの最寄りの停留所または駅を基準に算定した料金)の3分の1の半額です。

たいしょう じたく かたみち いじょう しょうがいふくし じぎょうしょ かよ かた 【対象】 自宅から片道2km以上ある障害福祉サービスの事業所に通う方

『ひつようしょるいとう しんせいしょ つうしょにっすうしょうめいしょ 【必要書類等】○申請書 ○通所日数 証 明書

■ 税金の減免

のうぜいしゃほんにん はいぐうしゃ ぶょうしんぞく しょう 納税者本人やその配偶者、扶養親族が 障 がいのある方である場合に、所得税、相続税、贈与税の 障 害しゃこうじょ さまざま とくれい う 者控除をはじめ、様々な特例を受けられます。

まどぐち いわみちょうやくば ほんちょうしゃ ぜいむ か かぜいがかり てん わ 岩美町役場 本庁舎 税務課 課税係 電話:0857-73-1413

■ 自動車・軽自動車税種別割および自動車・軽自動車税環境性能割の減免

たいしょう いっていてい ど い じょう しょう かた うんてん ばあい 【対象】 ・一定程度以上の障がいのある方が運転する場合

・一定程度以上の障がいのある方の通院、通学、通所、生業、その他日常生活における移動のため、生計を一にする方等が運転する場合

でつようしょるいとう たんとうまどぐち 【必要書類等】担当窓口にお問い合わせください。

【注意事項】 ・障がいの種類に応じて、対象となる障がい程度(等級)に制限があります。

- ・減免を受けることができる自動車は障がいのある方|人につき|台までです。
- ・自動車検査 証に「事業用」と記載されている自動車は対象外です。

まどぐち じどうしゃぜいしゅべつわり じどうしゃぜい けいじどうしゃぜいかんきょうせいのうわり 【窓口】 自動車税種別割・自動車税および軽自動車税環境性能割

とうぶけんぜいじ むしょ とっとりし たちかわちょう ちょうめ でん わ 東部県税事務所(鳥取市立川 町 6 丁 目176) 電話:0857-20-3511

けい じ どうしゃぜいしゅべつわり 軽自動車税種別割

いわなちょうさくば ほんちょうしゃ ぜいむか かぜいがかり てん わ 岩美町役場 本庁舎 税務課 課税係 電話:0857-73-1413

■ 自動車運転免許取得費助成

【対象】 以下の条件を全て満たす方

- ・下肢機能障害の程度が | 級もしくは2級である身体障害者手帳の交付を受けている方。
- たい しゅ ふつうじどうしゃうんてんめんきょ しゅとく ねん けいか かた 第 | 種の普通自動車運転免許を取得してから | 年を経過しない方
- ・助成を受けようとする運転免許に関し、他の助成を受けてない方
- うんてんめんきょしゃとく ・運転免許取得により 就 職 が見込まれる等、社会活動への参加に効果があると認めらる方

 これますいとう
 しんせいしょ
 しようがいしゃてちょう
 うんてんめんきょしょう
 しゅとく よう
 ひよう りょうしゅうしょ

 【必要書類等】 ○申請書
 ○障害者手帳
 ○運転免許証
 ○取得に要した費用の領収書

【注意事項】 助成は一人につき | 回限りです。

■ 自動車改造費助成

【対象】 以下の条件を全て満たす方

- ・上肢、下肢または体幹機能障害による身体障害者手帳をお持ちの方で、自動車の操向装置および駆動装置等の一部を改造しなければ運転に著しく支障を生じる方
- ・ 自らが所有し、運転する自動車の操向装置等の一部を改造することにより社会活動への参加が 認められる場合

でつようしょるいとう しんせいしょ しんたいしょうがいしゃて ちょう みっちりしょ かいぞうま てい ぶぶん かいぞうまえ しゃしん 【必要書類等】 ○申請書 ○身体 障 害者手 帳 ○見 積 書および改造予定部分の改造前の写真 うんてんめんきょしょう しょどくしょうめいしょ ○運転免許 証 ○所得 証 明書

【注意事項】・所得制限があります。

- じょせい ひとり しゃりょう どういっしゃりょう
 ・助成は | 人につき | 車 両 、同一車 両 については | 回限りです。
- ・改造前に申請が必要です。改造後の申請はお受けできません。

はんこうふく し か ちいきふく しかかり いわる 健康福祉課 地域福祉係 (岩美すこやかセンター内) 電話: 0857-73-1333

■ J R ・智頭急行・若桜鉄道旅客運賃の割引

ふつうじょうしゃけん たんどく じょうしゃ ぱかい かたみち れいぎょう くかん かぎ 普通 乗 車券 (単独で 乗 車される場合は、片道の営 業 キロが 100 kmを超える区間に限ります。) が5 ゎワぴぇ ゕたみち 割引(片道ずつ)になります。

- わかさてつどうせんない じょうしゃ ばあい りょうきょり せいげん ※若桜鉄道線内ご 乗 車の場合は利用距離の制限はありません。
- ほんにん さいみまん ばあい かぎ かいごしゃ つうきんていき じょうしゃけん わりびき ※本人が 12歳未満の場合に限って、介護者の通勤定期 乗 車券が 5割引になります。
- たい しゅ しんたいしょうがいしゃ て ちょう りょういく て ちょう しゃしん てんぶ せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう・第1種の身体 障害者手帳、療育手帳および写真が貼付された精神障害者保健福祉手帳をお 持ちの方(本人および介護者 | 名)
 - ていきじょうしゃけん しょうにていきじょうしゃけん わりびきたいしょうがい ふっうかいすうじょうしゃけん ふっうきゅうこうけん ※定期 乗 車券 (小 児定期 乗 車券は割引対 象 外です。)、普通回数 乗 車券、普通 急 行券の りょかくうんちん 旅客運賃についても割引されます。
 - (本人のみ)

【必要書類等】購入時に障害者手帳を提示してください。

【注意事項】・特急券は割引対象外です。

・ J R と連絡会社(智頭 急 行・若桜鉄道)を連続して利用する場合は片道の通算営業 キロ が 100 kmを超えていれば割引対象です。

じぇいあーるにしにほん JR西日本 【窓口】

http://www.westjr.co.jp/

ま づきゅうこう てんゎ 智頭 急 行 電話:0858-75-2595 http://www.chizukyu.co.jp/

たかさてつどう てんり 若桜鉄道 電話:0858-82-0919 http://www.infosakyu.ne.jp/~wakatetu/

■ バス料金の割引

乗 車 料 金が 5割引になります。(※町営バスについては無料になります)

しんたいしょうがいしゃ てちょう りょういく てちょう せいしんしょうがいしゃ ほけんふく し てちょう ち かた 身体 障 害者手 帳 、 療 育手 帳 および精神 障害者保健福祉手 帳 のいずれかをお持ちの方: 【対象】 まんにん 本人のみ

がいご ひょうじ しんたいしょうがいしゃてちょう りょういくてちょう せいしんしょうがいしゃ ほけんふく し てちょう 「バス介護」の表示のある身体 障 害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳 をお持ちの方:本人と介護者 | 名

- でつようしょるいとう こうしゃ じょうがいしゃて ちょう てい じ 【必要書類等】降車時に 障 害者手 帳 を提示してください。(高速バスの場合は、乗車券購入 時および 乗 車時にも提示してください。)
- 「まゆうい じこう てちょう しゅべつ たいしょう 【注 意事項】 手帳の種別によって対象とならないものもあります。詳しくは各会社へお問い合わせくだ

※日交バスの乗車料金については別途助成がありますので、詳しくは企画財政課へお問い **合わせください。**

いたみちょうさくば ほんちょうしゃ きかくざいせいか てん わ 岩美町役場 本庁舎 企画財政課 電話:0857-73-1412 「窓口】 町営バス に ほんこうつう 日本交通 でなっ 電話:0857-23-1122 http://www.nihonkotsu.co.jp/

■ 航空運賃の割引

ほんにん かいごしゃ めい おとなぶつううんちん ゃく 本人および介護者I名の大人普通運賃の約25%~37%が割引になります。

たいしょう しんたいしょうがいしゃ てちょう りょういく てちょう せいしんしょうがいしゃ ほけんふくし てちょう ち かた 【対象】身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方 でいようしょるいとう こうくうけん こうにゅう とうじょう てつづ さい しょうがいしゃ てちょう ていじ てちょうじょうほう とうろくず 【必要書類等】航空券の購入、搭乗手続きの際に障害者手帳を提示、または手帳情報について登録済 みの航空会社のカードを提示する必要があります。

- ていまい じょう こうくうがいしゃ わりびきりつ こと 【注 意事項】 ・航空会社により割引率が異なります。
 - ・小児運賃の設定はありません。
 - ・他の割引運賃との 重 複利用はできません。
 - ・割引は国内定期航空路線に限ります。

〈ゎ かくこうくうがいしゃ と あ ※詳しくは各航空会社へお問い合わせください。

まどぐち けんないこくないせん ぇーぇぬぇーこくないせん ょゃく あんない 県内国内線 ANA国内線予約・案内センター 電話:0570-029-222

■ 有料道路通行料金の割引

つうきん つうがく つういんとう にちじょうせいかつ ゆうりょうどうろ りょう ばか つうこうりょうきん やく わりびき 通勤、通学、通院等の日 常 生活において有 料 道路を利用する場合に、通行 料 金が約5割引になりま す。

ほんにん うんてん ばあい しんたいしょうがいしゃ て ちょう も かた 本人が運転する場合:身体 障 害者手 帳 をお持ちの方 【対象】

がいごしゃ うんてん ばあい しんたいしょうがいしゃてちょう だい しゅ りょういくてちょう えーはんてい も かた 介護者が運転する場合:身体 障 害者手 帳 (第1種)、 療 育手 帳 (A判定)をお持ちの方 ひつようしょるいとう しんせいしょ しんたいしょうがいしゃ てちょう りょういく てちょう じどうしゃけん さしょう うつ 【必要書類等】○申請書 ○身体 障 害者手 帳 または 療 育手 帳 ○自動車検査 証 (写し)

○運転免許証 (写し)

【ETCを利用する場合】※本人運転のみ

- 〇E T Cカード(障がい者本人名義のもの) 〇E T C車載器セットアップ 証 明書(写し)
- ・営業用の自動車、トラック類は対象となりません。
 - かりびき ゆうこうきげん ゆうこうきげん す わりびき う もりょう ゆうこう きげん す もりびき う ・割引には有効期限があります。有効期限を過ぎると、割引を受けられなくなります。有効 まげん 期限の2か月前から更新手続きが可能です。
- まどぐち【窓口】 ばたうぶくし か ちいきふくしがかり いわき 健康福祉課 地域福祉係 (岩美すこやかセンター内) 電話:0857-73-1333

■ NHK放送受信料の減免

ほうそうじゅしんりょう ぜんがく はんがく めんじょ 放送受信料の全額または半額が免除されます。

たいしょう ぜんがくめんじょ 【対象】全額免除

しんたいしょうがいしゃてちょう りょういくてちょう せいしんしょうがいしゃ ほけんぶくし てちょう 身体 障 害者手 帳 、 療 育手 帳 、精神 障害 者保健福祉手 帳 のいずれかをお持ちの方が世帯構 成員で、世帯全員が町民税非課税の場合

半額免除

以下のいずれかに該当の方が世帯主で、かつ受信契約者である場合

- ・身体 障 害者手 帳 (障 がいの種類が視覚 障 害または 聴 覚 障 害)
- **・身体障害者手帳(|・2級)**
- ・療育手帳(A判定)

でつようしょるいとう しんせいしょ しょうがいしゃ て ちょう うつ いんかん 【必要書類等】○申請書 ○ 障 害者手 帳 (写し) ○印鑑

【窓口】

■ 携帯電話基本料金の割引

つきづき きほんりょうきん わりびき う 月々の基本料金の割引が受けられます。さらに、会社によっては通話料や各種サービス、契約事務 ですうりょう わりびき 手数料などが割引になることがあります。

しんたいしょうがいしゃで ちょう りょういくで ちょう せいしんしょうがいしゃ ほけんふくし で ちょう とくべつ いりょう ひ じゅきゅうしゃしょう 【対象】 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別医療費受給者証のいずれ かをお持ちの方

まゆうい じこう わりびき りょうしゃひとり かいせん かぎ 【注意事項】 割引は利用者一人につき、I回線に限ります。

まどぐち と こ も そうごうあんない でん わ docomo 総合案内 電話:0120-800-000

えーゆー a u 総合案内 電話:0077-7-111 そふとばんく そうごうかない でんり Softbank 総合案内 電話:0800-919-0157

6. その他の支援に関すること

■ ハートフル駐車場利用証の交付

歩行が困難な方が「ハートフル 駐車場利用証」を車に掲示することで、ハートフル駐車場を優生して利用できます。県外でも利用できます。

たいしょう しんたいしょう ちてきしょう せいしんしょう こうれい なんびょうとう ほこう こんなん かた 【対象】・身体障がい、知的障がい、精神障がい、高齢・難病等により歩行が困難な方

- ・けが、妊娠等により一時的に歩行が困難な方
- はったつしょうがいとう ほこう かいじょしゃ とくべつ ちゅうい ひつよう かた・発達 障 害等により歩行に介助者の特別な 注 意が必要な方

でいようしょるいとう しんせいしょ かくにんしょるい しょうがいしゃ てちょう かいこ ひ ほけんしゃしょう ほ しけんこう ほけん てちょう い し しんだんしょとう 【必要書類等】○申請書○確認書類(障害者手帳、介護被保険者 証、母子健康保険手帳、医師の診断書等) ちゅうい じこう ほんにん いがい かた しんせい ばあい だいりにん かた みぶんしょうめいしょう ひつよう 【注意事項】・本人以外の方の申請の場合、代理人の方の身分 証 明 証 が必要です。

- ・利用 証 には有効期限があります。引き続き利用の必要がある場合は更新の手続きをしてください。
- ・障がいの状態に該当しなくなった場合、死亡された場合等、利用証が不要となった場合は返却してください。

まどぐち けんこうふく し か ち いきふく しがかり いわる (家口) 健康福祉課 地域福祉係 (岩美すこやかセンター内) 電話:0857-73-1333

■ ヘルプマークの配布

「注意事項」 配布の際、「援助や配慮を必要とする状態」(障がい等の種別)についてお尋ねします。

■ 緊急通報装置の設置

きゅうびょう さいがい じとう きんきゅう じ じんそく てきせつ たいおう はか きんきゅうつうほうそう ち せっち 急 病 や災害時等の緊 急 時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊 急 通報装置を設置します。

- 【対象】・おおむね 65歳以上の一人暮らしの高齢者、もしくはこれに 準 ずると 町 長 が認めた方を抱える高齢者世帯等
- しんたいしょうがいしゃてちょう りょういくてちょう せいしんしょうがいしゃほけんふくし てちょう ・ 身体 障 害者手 帳 、 療 育手 帳 、精神障害者保健福祉手 帳 のいずれかをお持ちの方でつようしょるいとう しんせいしょ しょうがいしゃてちょう うつ 【必要書類等】 (申請書 () 障害者手帳(写し)

- 【注意事項】・近隣の方2名以上の協力が必要です。
 - ・固定電話が設置されている必要があります。
 - でなったいでいったかいりょうしゃふたん・電池代、電話代は利用者負担です。

■ 避難行動要支援者登録

災害が発生した時に、自力で避難が難しい高齢者や障がいのある方(「避難行動要支援者」といいます。)などが、災害時の避難支援等を可能な限り地域で受けられる仕組みを地域の方とともに作ります。

| to the control of the control of

- ・療育手帳 (A判定) をお持ちの方
- ・介護保険(要介護区分3~5)の認定を受けられている方
- ・これらに 準 ずる 状 態にある難 病 患者
- ・その他災害時に地域の支援が必要な方

『ひつようしょるいとう しんせいしょ しょうがいしゃ て ちょうとう うっ しょじしゃ かぎ 【必要書類等】○申請書 ○ 障 害者手 帳 等(写し)※所持者に限る

【注意事項】・緊急時の連絡先の登録(2名)が必要です。

・施設に入所されている方、入院されている方は対象になりません。

■ メール | 19番通報・消防FAX||9番通報・Net||19緊急通報システム

携帯電話やパソコンのメール、FAX、スマートフォン等のアプリから「火災」や「救急」の緊急通 報を受け付けます。※鳥取県東部消防局管内に限ります。

【必要書類等】【メール 119番】

、ふぁっくす ばん 【FAXII9番】

まずん とうろく ふよう ザルよう つうほうようし しょうぼうぶきっくす ばん きょゅう ぶきっくす 事前の登録は不要です。専用の通報用紙(消防FAXII9番)に記入してFAXしてください。

きょくばん 送信先FAXは局番なしの 119番です。

[Netl19]

- ・GPS機能を有し、インターネットに接続可能な携帯電話、スマートフォン、タブレット をお持ちの方で、その端末で電子メールの送受信が可能な方が対象です。
- ・事前登録が必要です。岩美町専用 Q R コードを読み取るまたは空メールを送信し、登録 用 U R L から申請を行います。申請内容については健康福祉課が確認します。その後 I D とパスワードがメールで届きます。
- 【窓口】 申 込先:健康福祉課 地域福祉係 (岩美すこやかセンター内) 電話:0857-73-1333 問い合わせ:鳥取県東部広域 行 政管理組合 電話:0857-23-0119 F A X:0857-26-9406

■ 高齢者ファミリー・サポート・システム事業

こうれい かた しょう 高齢の方や 障がいのある方にご自宅で 充 実した生活を送っていただけるよう、地域の方々の自発的な参加と 協力 によりサービスを提供します。

たいしょう ちょうない きょじゅう ざいたく ふくしてき えんじょ ひつよう こうれいしゃとう かぞく 【対象】 ・町内に居住し、在宅で福祉的な援助を必要とする高齢者等とその家族

· 支援活動の 詳 細

し えんないよう 支援内容	ますじ せんだく か もの はな かいて くさ 掃除・洗濯・買い物・話し相手・草取り・雪かき等
支援時間	デザル しょう しょくじつ ねんまつれんし ので 午前9時から午後5時まで(祝日・年末年始を除く)
りょうりょう 利用 料	したが あ 時間当たり 500円(交通費および材料 費は別途)

【窓口】 おみ きょうしゃかいふく しきょう ぎかい てん わ 岩美 町 社会福祉 協 議会 電話: 0857-72-2500

■ 生活福祉資金貸付

ふくししきん かしつけ ひつよう そうだんし れん おこな 福祉資金の貸付と必要な相談支援を 行います。

ていしょとくしゃせない ぜんねんしょとく ぶん せいかつほご ひ ばいみまん せない 【対象】 ・低所得者世帯…前年所得の 12分の | が生活保護費の 2 倍未満の世帯

・ 障がい者世帯… 障がいのある方が属する世帯

まどぐち いわみ ちょうしゃかいふく しきょう ぎかい てん わ 【窓口】 岩美 町 社会福祉 協 議会 電話:0857-72-2500

■ 日常生活自立支援事業

すなな ないまいまいました せいかつ おく しょれん はいかつ おく はん はいかつ おく はんしょう 支援します。

【対象】 認知症や知的障がい・精神障がいのある方等で、判断能力が十分ではない方、日常生活に不安のある方

しえんないよう 【支援内容】【福祉サービスの利用援助】

福祉サービスを上手に利用していただくために、情報提供や利用手続きをお手伝いします。 「日常的金銭管理サービス」

せいかっか はら もど こうきょうりょうきん しはら ねんきん う と 生活費の払い戻し、公共料金の支払いや年金の受け取りなど日常的なお金の管理をお手伝いします。

【書類等預かりサービス】

っうちょう いんかん しょうしょ たいせつ しょるい あず 通 帳 、印鑑、 証 書など大切な書類をお預かりします。

【利用料金】・ I 時間以内:1,200円 (以降30分ごとに 600円)

・書類等の預かりサービス:月額200円

【窓口】 おみちょうしゃかいぶく しきょう ぎかい てんわ 【窓口】 岩美 町 社会福祉 協 議会 電話:0857-72-2500

■ **障がい福祉に関する主な相談窓口**

きかんそうだんしぇん <基幹相談支援センター>

しょう びょうき かた そうだん おう す な ちいき あんしん せいかつ しぇん し しょん 障 がいや病気のある方からの相談に応じて、住み慣れた地域で安心して生活できるように支援します。

施設の名称	しょざい 5 所在地	でんわばんごう電話番号	ふぁっくすばんごう FAX番号
相談支援センターはるひな	とっとりし ひがしいまざい け	(0857)	(0857)
	鳥取市東 今在家73-6	68-1632	68-4055

そうだん しえん じぎょうしょ <相談支援事業 所>

施設の名称	所在地	でんわばんごう電話番号	ふぁっくすばんごう F A X番号
***た し ネ ネ ム 相談支援センター サマーハウス	まっとりしゅところちょう ちょうめ 鳥取市湯 所 町 丁 目 3 番地	(0857) 36-1151	(0857) 36-1152

く障がい者相談冒>

まどぐち けんこうふくし か ちいきふく しかかり いわる 【窓口】健康福祉課 地域福祉係 (岩美すこやかセンター内) 電話:0857-73-1333

■ 町内の障害福祉サービス事業所

	事業区分	じぎょうしょめい 事業所名	所在地	でんわばんごう 電話番号	ふぁっくすばんごう FAX番号
訪問系	居宅介護 重度訪問介護	しゃかいふく しほうじん 社会福祉法人 いわみちょうしゃかいふく しきょう ぎ 岩美 町 社会福祉 協 議	いたみちょううらどめ ばんち 岩美 町 浦富645番地	(0857) 72-2500	(0857) 72-3811
	就労継続支援 B 型	からふる	いたみ ちょううらどめ 岩美 町 浦富 4 8番地2	(0857) 72-3313	(0857) 72-3314
日にっち	児童発達支援 放課後等デイ サービス 生活介護	えぬびーおーほうじん NPO法人 きなんせこども館	治炎 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	(0857) 72-3313	(0857) 72-3314
日中活動系	就労継続支援 B 型	とうぼう 岩美かたつむり工房	いわみちょうに い ばんち 岩美 町 新井269番地	(0857) 72-0200	(0857) 72-0200
	就労継続支援 B 型	おあしす	いわみ ちょううらどめ 岩美 町 浦富 1048番地8	(0857) 77-3681	_
	放課後等デイ サービス	りぼん	いわみちょう う じ ばんち 岩美町宇治705番地	(0857) 33-0313	_

障がい福祉サービスガイド 【岩美町版】

発行・編集 岩美町健康福祉課

〒681-0003 鳥取県岩美郡岩美町大字浦富 1029 番地 2 (岩美すこやかセンター内)

TEL 0857-73-1333 FAX 0857-43-1344

E-mail tiikifukushi@iwami.gr.jp

発行年月 令和7年4月